

2008年12月17日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課御中

無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)
代表者 小寺信良・津田大介
担当 崎山伸夫
東京都杉並区高円寺南 4-28-10 高円寺リリエンハイム 302
E-Mail: info@miau.jp

1. 本報告書案に対する全体的な意見と本意見の概要

本報告書は、違法・有害情報への対策を考えるにあたって、(1)民間での自主的な取組を網羅的かつ前向きに評価し、(2)表現の自由に対して悪影響を及ぼさないよう考慮し、(3)不必要な規制をすべきではない、というものになっており、わたしたちはその方向性を肯定的に評価しています。

また、メディアリテラシー教育を柱とする「安心ネットづくり」促進プログラムの枠組みを、違法・有害情報対策とすることにも、基本的に賛成します。

一方で、違法・有害情報のうち「有害情報」については、違法情報とは異なり、その基準や定義が著しく不明確であることから、本枠組みでの対象を違法情報に限定するか、少なくとも、対象となる「有害情報」の具体的な項目および詳細を定義することで、明確化を図る必要があると考えます。

また、児童ポルノ対策については、過剰な規制論が述べられている箇所が目立ち、その技術的な対応としても、生活インフラとしてのインターネットに根本的な悪影響を与える内容になっています。特に「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」としてのブロッキングは、個々のインターネットユーザーのアクセス権や通信の秘密を侵害するものとして反対します。いたずらな法改正ではなく、現行法できちんと対応するべきであると考えます。

以下、具体的な箇所についての意見を記載します。

2. 「安心を実現する基本的枠組みの整理」について

(1) 「安心ネット利用のための基本法制の整備等」

規制を目的とする立法ではなく、民間による自主的な取組を対策の中心とする本報告書案の基本的な方向性(46ページ)に賛同します。ただし、現在の自主的な取組を評価しそれを推進するにあたって、以下の点に注意すべきであると考えます。

(ア) Web上のサーバやサービスは、事業者のみではなく個人が運営する場合がありますが、現在の自主的な取組の枠組みの対象には、これらが区別されず、個人でサーバを運営するような事例までもが含まれてしまっています。しかし、個人に対して事業者と同様の義務を課すのは現実的ではありません。

(イ) 現行法制の下では、違法有害情報対策として、十分なコストのかけられない事業者ほど、安易に萎縮して、本来的に不必要であるはずのユーザーコンテンツの削除などを行ってしまう傾向がみられます。プロバイダ責任制限法の適用範囲の拡大(31ページ以降)や、インセンティブの付与といった取組を行う際には、対象となる「違法・有害情報」の明確な定義にもとづく厳密な運用が必要であると考えます。今後の「自主的な取組」の結果として、萎縮した事業者による過度な対応や情報カスケードを引き起してはならないと考えます。

また、不適切管理に対する責任追及の容易化については、以下の点を懸念します。

(ウ) 現在、インターネットホットラインセンターが違法情報に該当する内容の判断対象を公表していますが、ホットラインセンターと判断の線引きが異なると「不適切管理」認定される可能性がある点が問題になりえます。特に最近では警察庁からホットラインセンターに対して違法情報となる内容について「意見」を提出していることから、国家による間接規制になるのではないかという懸念も生じています。適切管理の判断要素は、報告書40ページ以降で公開されていますが、違法情報に該当する内容の判断対象は、何らかの意味で透明性を担保した(たとえば事業者や一般ネットユーザーに対して説明責任を果たした)1つ以上の主体が公開することが望ましいと考えます。少なくとも、インターネットホットラインセンターの基準を唯一的な判断基準として、積極的な有責性を決定づけるために用

いることは、適切ではないと考えます。

またホットラインセンターは、警察庁からの業務委託で運営されているという経緯から考えると、憲法上の疑義を回避するために、違法・有害情報全般ではなく、違法情報に特化した活動に限定するのが妥当であろうと考えます。すなわち、ホットラインセンターの業務は、警察と綿密に連携し、違法な情報発信者の確実な検挙への協力、及びそれに付随した違法情報拡散の防止に注力すべきであると考えます。

(エ) 不適切管理に対する責任の追及というのは、本質的には不作為犯に該当する行為を積極的に処罰するものであるということを意識し、積極的な行為要件を付加するなどして、他の諸法規との間でバランスを失することのないよう、慎重に検討する必要があると考えます。

(2) 「国際連携推進のための枠組みの構築」

48 ページ(b)の「国際的整合性の実現」に関してですが、何が違法・有害情報かという考え方は、国毎に文化的な背景や、政治・宗教関連の考え方によって、大きく異なるものです。国際連携を推進する上では、そういった各国間の文化的・政治的な違いを配慮し、同時に我が国の文化や宗教観も等しく守っていくということを意識する必要があると考えます。

51 ページ以降にあるように、我が国主導で国際的な取組の実現に向けて働きかける場合も、他国文化への配慮の欠如や表現の自由の侵害などが起こらぬよう、各国間において共通認識をもつことが出来る限定的な範囲に、情報を絞り込んだ上での取組が必要であると考えます。

53 ページで言及されているとおり、有害情報については、政治・文化・宗教等の違いが大きく影響するものですから、国際的な連携は、技術的な側面に限定されるべきではないかという考えに賛成します。

(3) 「様々な連携の推進」

55 ページにある「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」のような、産官民の交流を推進する基本的な枠組みを設けることには賛成します。また、これに関して、フィルタリングや情報規制対応の実際においては、行政や業界団体だけでなく、これまで以上に広くユーザー側からの意見の吸い上げが行われることを期待します。同時に、官民実務家ラウンドテーブルで共有される取組などの情報は、積極的に公開していくことが求められると考えます。

地方公共団体との連携においては、地域の独自性を維持する一方で効率性や内容の統一性を図る必要性があることから、各種民間団体が行っている教育プログラムや教材開発の相互利用や情報共有を強化する取組が期待されます。利用者観点からは、たとえば自治体規制のディレクトリサービスを作ることなどが考えられます。

この観点では、「東京都や長野県のように、条例による対応よりも利用者啓発活動を積極的に行っている事例を参考にし、地方公共団体の個性を生かした啓発事業法を違法・有害情報対策として強化していく方向性が重要である」という意見に、積極的に賛成します。逆に、規制そのものの連携はすべきでなく、特に上乘せ規制の連携のための抜け道として使われるべきではありません。

3. 「民間における自主的取組の促進」について

(1) 「違法・有害情報対策の推進」

80 ページ以降にある、事業者間での自主憲章を定める「e-ネットづくり」宣言（仮称）で示された、基本的な取組の方向性には賛成します。そして、「e-ネットづくり」宣言でのガイドラインづくりやオペレーションマニュアル作成においては、同ページにある通り、事業者間だけの閉じた取組では不十分なものになる可能性があります。ユーザー団体や消費者団体の参加、相談窓口の一般への開放といった、開かれた取組が期待されます。

85 ページから 86 ページにある、オペレーションガイドラインの作成に関しては、実際の違法・有害情報対策の現場において最も求められるであろうことは、何が「違法・有害か」という判断基準において、グレーな領域を残さないことであろうと考えます。サービスの利用者の観点からも、ここまでは黒である、それ以外については白なのであるから求めない、というシンプルな原則に基づいた運用が求められます。

特に「有害情報」と言われている情報については、定義や対象が不明確であり、現状の枠組みのまま推進することは、

表現の自由や通信の秘密のいたずらな侵害に繋がります。最低限、具体的な内容や項目を限定列挙することが必要であると考えます。

65 ページでは「サーバ管理者等は契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の対応を行うことが求められる」と、あたかも法的な根拠のある対応を求められているかのように記載されており、不適切であると考えます。本報告書として記載するのであれば、あくまでこれらを当業者に「期待する」ととどめるべきものと考えます。

また、65 ページに、秋葉原無差別殺傷事件についての言及がありますが、この事件に際して行われたネット上の書き込みは、それ自体が公序良俗に反する情報ではないため、公序良俗の反する書き込みの例として、対策の必要性を煽るかのような言及は不適切であり、報告書から削除すべきであると考えます。

76 ページでは、ホットラインセンターと事業者の間で有害情報についての判断基準が一致しない場合について言及されていますが、2. (1)でも指摘したとおり、ホットラインセンターの取組を基準とするかのように位置づけることは好ましくないと考えます。この意味で、注 89 の「有害情報についてはホットラインセンターの取組のみで進めていくことについては慎重に考えるべきである」は、現報告書案では単なる注として記載されていますが、本文に記載すべき重要な指摘であると考えます。

(2) 「児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討」

91 ページ『2007 年に内閣府が対面で行った調査によれば、児童ポルノの単純保持について「規制すべき」「どちらかといえば規制すべき」との意見が計 90.9%に達しており』についてですが、当該調査の質問票は誘導的な内容であり、信頼に欠けるのではないかと考えます。

1)現在の児童ポルノに対する取組

93 ページ「フィルタリング以外の閲覧防止策としては、検索エンジンを提供するプロバイダの画像検索におけるセーフサーチの機能がある。」の箇所は、セーフサーチ機能における除外対象が児童ポルノに限定されておらず、またすべての児童ポルノを現実的に除外できているわけでもないことを強調する必要があると考えます(詳細は後述)。

2)海外における児童ポルノ対策の現状

94 ページ(a)「諸外国における児童ポルノの定義」について、表の内容が不完全であると考えます。わが国における規制との比較という意味では、わが国の定義についても記載するべきです。また、児童ポルノの定義は法律の条文上だけでは曖昧な部分が存在することもあり、より詳細なガイドラインが存在する場合もあります。

たとえば、米国フロリダ州法執行省のコンピュータ犯罪センターによれば、

Many websites appear to contain child pornography, but in reality contain "Child Erotica"(i.e. children photographed nude or partially nude posed in a manner that does not meet the criteria for sexual conduct, see below). Child Erotica is not illegal.
(<http://www.fdle.state.fl.us/FC3/childpornography.html>)

とのことです。

また、英国の場合、Sentencing Guidelines Council の Sexual Offences Act 2003 についてのガイドライン (http://www.sentencing-guidelines.gov.uk/docs/82083-COI-SCG_final.pdf)の 109 ページによれば、以下のものが児童ポルノにあてはまるとされています。

Level 1	Images depicting erotic posing with no sexual activity
Level 2	Non-penetrative sexual activity between children, or solo masturbation by a child
Level 3	Non-penetrative sexual activity between adults and children
Level 4	Penetrative sexual activity involving a child or children, or both children and adults
Level 5	Sadism or penetration of, or by, an animal

これについて「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」で Dr. Ethel Quayle が発表した "Child Pornography and Sexual Exploitation of Children online" (http://www.iiicongressomundial.net/congresso/arquivos/thematic_paper_ictpsy_eng.pdf)によれば、上記のガイドラインはアイルランドの COPINE プロジェクトが定めた COPINE スケール (Taylor, M., Holland, G., and Quayle, E. Typology of Paedophile Picture Collections. The Police Journal, 74 (2), 2001, 97-107 (<http://www.copine.ie/attachments/typology.pdf>)) に由来するものです。具体的には以下のものです。

Level 1: Indicative.	Non-erotic and non-sexualized picture showing children in their underwear, swimming costumes, etc. from either commercial sources or family albums; pictures of children playing in normal settings, in which the context or organization of pictures by the collector indicates inappropriateness.
Level 2: Nudist.	Pictures of naked or semi-naked children in appropriate nudist settings, and from legitimate sources.
Level 3: Erotica.	Surreptitiously taken photographs of children in play areas or other safe environments showing either underwear or varying degrees of nakedness.
Level 4: Posing.	Deliberately posed pictures of children fully, partially clothed or naked (where the amount, context and organization suggest sexual interest).
Level 5: Erotic Posing.	Deliberately posed pictures of fully, partially clothed or naked children in sexualized or provocative poses.
Level 6: Explicit Erotic Posing.	Emphasizing genital areas where the child is either naked, partially or fully clothed.
Level 7: Explicit Sexual Activity.	Involves touching, mutual and self-masturbation, oral sex and intercourse by child, not involving an adult.
Level 8: Assault.	Pictures of children being subject to a sexual assault, involving digital touching, involving an adult.
Level 9: Gross Assault.	Grossly obscene pictures of sexual assault, involving penetrative sex, masturbation or oral sex involving an adult.
Level 10: Sadistic/Bestiality.	a. Pictures showing a child being tied, bound, beaten, whipped or otherwise subject to something that implies pain. b. Pictures where an animal is involved in some form of sexual behaviour with a child.

これらのうち、レベル1～4(Indicative, Nudist, Erotica, Posing) は児童ポルノとしなかったというのが英国の判断です。このように、例示された諸国での児童ポルノ定義では、わが国の児童買春・児童ポルノ禁止法第二条3項三号に定義される「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」のすべてが必ずしも児童ポルノと定義されているわけではないことを報告書の上で明確にしておく必要があると考えます。

また、報告書の表の法令が最新のものでない部分についての指摘を次に行います。

英国については、"Criminal Justice and Immigration Act 2008" (http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2008/ukpga_20080004_en_1)の69条、70条で定義の拡大が行われてお

り、従来の写真に加えて、トレース画などの由来物が含まれることになりました。この部分は 2008 年 7 月に施行されています。

(<http://www.justice.gov.uk/publications/criminal-justice-act-implementation.htm>)

独国については、根拠法について刑法典第 184c 条を追加しサイバー犯罪条約を除くべきです（刑法典の改正で批准可能になったにすぎない）。刑法典 184b 条は従来どおり 14 歳未満(kinderpornographischer Schriften)であり、これと別に第 184c 条において 14 歳以上 17 歳未満(jugendpornographischer Schriften) を新たに対象としています（改正は 8 月に成立し 11 月 5 日に施行）。ブロッキング等とは直接の関係はありませんが、jugendpornographischer Schriften では 18 歳未満の人物が被写体の人物からの同意により譲渡され所持することは処罰対象外となっています。

95 ページの最後の段落ではブロッキングの紹介が行われていますが、単に児童ポルノが悪いということを超えて、「児童ポルノ単純所持違反からユーザーを護るための自主規制」としてブロッキングを位置付けることで、北欧やイギリスでのブロッキングが正当化されているという点が欠けているのではないのでしょうか。当該事実について記載することを提案します。

3) 「今後とりうる手法」

検討された「DNS ポイズニング方式」及び「ハイブリッドフィルタリング方式」は、両者とも通信のエンドユーザーに見えない部分で通信内容に介入する手法であり、インターネットのエンド to エンドの原則を崩そうとするものです。こうした手法は、理念的に不適切だといわざるを得ません。また、技術的な実現性にも問題があると考えられます。

1. DNS フィルタリングは、自律・分散・協調といった優れた分散コンピューティングの特徴を持つ DNS の利点を損なうものです。運用形態として個々の利用者や利用組織の自律的な DNS 運用から接続 ISP に依存した運用形態へと変更を迫るものであり、さらに数々のフィッシング対策や DNSSEC などといった、安全な名前解決の実現のための真摯な技術開発及び運用努力といった取り組みとも逆行しており、全く現実的ではありません。
2. ハイブリッドフィルタリングは、ISP の自律的なルーティング情報に意図的に大きな改変を加え、さらに透過的な URL フィルタをインターネットのトラフィックにかけることから、これもインターネットの自律性・分散性・協調性を破壊するものであるといえます。また、挙げられている問題点以外に、経路数の増加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想され、ISP など事業者の負担は一層大きくなるものと想像されます。

インターネットの優れた特徴を破壊するこうした取り組みは、インターネットを本質的な意味で「安心・安全」にしないばかりか、一元的な管理が容易にできるネットワークへと変質させてしまう可能性を持つものであり、極めて危険であると考えます。

(a) DNS ポイズニング方式

96 ページの「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、ISP の DNS サーバに目的のウェブページの実アドレスに対応する IP アドレスを問い合わせ、DNS サーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)。」

は次のように改めるべきです。

「ユーザーがウェブページにアクセスしようとする場合、まず、DNS のキャッシュサーバに目的のウェブページの実アドレスに対応する IP アドレスを問い合わせ、当該キャッシュサーバから返ってきた IP アドレスによって目的のウェブページにアクセスすることになる(この仕組みを「名前解決」という。)。家庭の個人向け ISP の利用者や、無線 LAN などのモバイル ISP の利用者は、自身で DNS のキャッシュサーバを用意せず ISP の提供する DNS のキャッシュサーバを利用することが多く、個人向け ISP やモバイル ISP のサービスもそれを前提とした接続情報を提供している。」

97 ページの「また、DNS サーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部の DNS サーバで名前解決したりして、ISP の DNS サーバを経由することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避でき、仕組みとして脆弱な面がある。」

は、次のように改めるべきです。

「また、キャッシュサーバで名前解決する際にブロックするものであるため、ユーザーが直に IP アドレスを入力したり、ISP ではない外部のキャッシュサーバで名前解決したりして、ISP のキャッシュサーバを利用することなく児童ポルノサイトにアクセスすればブロッキングを回避できる。また、そもそも、SOHO や企業では自ネットワーク内に DNS のキャッシュサーバを設けて ISP のキャッシュサーバに依存しないことは珍しいことではなく、むしろ通常の運用である。さらに家庭においてもブロードバンド化やホームサーバなどの常時通電のネットワーク機器が増えることで、キャッシュサーバを自ネットワーク内に設ける場合も珍しくなく、抑止効果はフィルタリングと大差ないと考えられる。」

そのほか、97 ページ中の「DNS サーバ」は「DNS のキャッシュサーバ」「キャッシュサーバ」などに置き換えられるべきです。

(b) ハイブリッドフィルタリング方式」について

98 ページの「他方、DNS ポイズニング方式に比べて中継する ISP の通信設備への負荷が大きく、通信速度の低下やシステムの障害を生ずる危険性が高まり、これを避けようとするれば相応の設備投資を要することになるため、実施にあたっての負担が大きくなる。」

に、次の内容を追加することを提案します。

「具体的には、第 1 段階のフィルタとして行う ISP ルータへの経路情報の追加によりルータへの負荷が大きく増大することも予想されるほか、第 2 段階の URL フィルターが大規模サービスの特定の URL に適用される場合、過負荷による顕著な障害の発生が予測される。さらに、第 2 段階の URL フィルターの実装方法によって、多くのユーザーのウェブアクセスがサーバー側からみて特定少数の IP アドレスに集約されて見えることがあることから、全体としては問題のない大規模 CGM サービスの特定の画像等がブロッキングの対象になる場合に、サービス側の荒らし対策や SPAM 対策としての IP アドレス制限やプロキシサーバー制限と衝突し、多くのユーザーからサービス利用上の不具合として問題が可視化する危険性もある。実際にイギリスにおいて IWF が 2008 年 12 月に Wikipedia 英語版の特定のページをブロック対象とした（イギリスと米国の児童ポルノの定義の違いからこの措置はとられた）とき、中継する ISP での通信速度の低下が顕著に観察されたほか、Wikipedia 側の荒らし対策との問題で多くのイギリスのユーザーが Wikipedia にログインしない状態でのコンテンツ編集が不可能となり、英語圏で大きなニュースとなった。IWF は抗議をうけ、結果的にコンテンツの分類は間違っていなかったとしつつもブロッキング対象とする判断は誤っていたとして撤回することになった。」

* 「実際に～撤回することになった。」は注でもかまいません。

98 ページの「フィルタリングと同様、通信の秘密との抵触が問題となり、ユーザーの同意なく実施することは困難である。」以下に、次の内容を追加することを提案します。

「加えて、ハイブリッドフィルタリング方式では、第 1 段階と第 2 段階でパケットの経路が異なることから、ユーザーからの IP アドレス空間のスキャンによって第 2 段階に送られる IP アドレスの一覧を取得することが可能であり、IP アドレスからホスト名への逆引きによって、児童ポルノ提供サイトの情報として有意なものが含まれるものを生成することが可能であることが指摘されている(注:

Richard Clayton: Failures in a Hybrid Content Blocking System. In George Danezis and David Martin, editors, Privacy Enhancing Technologies, Fifth International Workshop, PET 2005, Cavtat, Croatia, May 30--June 1 2005, volume 3856 of LNCS, pages 78--92, Springer Verlag.)」

98 ページの「DNS ポイズニング方式、ハイブリッドフィルタリング方式のいずれも、今後の児童ポルノ情報の閲覧防止策として期待の持てる手法といえるが、どちらの方式にも一長一短あり、それぞれに解決すべき課題を抱えている。」以下の段落、また、次の「なお、別の視点として、適法なサイトやファイルが誤ってブロッキングの対象となってしまった場合の扱いについても併せて考えておく必要がある。」とあわせた部分は、課題の洗い出しが不十分です。

前に述べたイギリスの IWF が Wikipedia をブロック対象とした問題では、児童ポルノと直接判断されたのは音楽レコードのアルバム記事で引用されていた当該アルバムのジャケット写真でしたが、ブロック対象にはジャケット写真にとどまらず、写真とは URL 上区別できるアルバムの内容を紹介する文章まで含まれていました。児童ポルノブロッキングの実務においては、DNS ポイズニングに限定されず、このようなオーバーブロッキングが行われうるということが明るみになりました。IWF のブロッキング撤回前の説明では、サイト側でのブロッキング回避を予防するために

オーバーブロッキングすることが通例であるとのことでした。イギリスの ISP である Demon Internet の Clive D. W. Feather によれば (<http://www.chiark.greenend.org.uk/pipermail/ukcrypto/2008-December/085789.html>) IWF のリストで画像の拡張子をもつものは 2004 年時点で 3%、2008 年 12 月時点で 32%に留まるとのことです。

わが国の児童ポルノの定義が諸外国よりも幅広い面をもつことを考えると、ブロッキングを導入した場合に商業的児童ポルノサイトのみならず、全体としては適法かつ有用と考えられている大規模サイトに対してブロッキングが適用される可能性や、そのさいにオーバーブロッキングが行われる可能性は十分にあると考えられます。

現時点でブロッキングのリスト提供元として考えられるインターネットホットラインセンターは、(財)インターネット協会が警察庁からの受託事業として実施していますが、受託事業としての性格から委託元の警察庁から完全に独立した方針決定がなされるとは考え難く、実際に「公序良俗に反する情報」の定義に関して警察庁の方針が色濃く反映されています。また、運営について、民間の第三者機関による監視があるわけではなく、透明性に欠けているといわざるをえません。ブロッキングの検討にあたっては、リスト提供元の運営の透明性の問題を避けるのは適切ではありません。

99 ページ「次に、検索エンジンによる対応が考えられる。」以下のセーフサーチに関しては、セーフサーチは自動的にポルノ画像を画像検索結果から除外する技術ですが、完全にポルノ画像を除外するものではありません。また、児童ポルノを他のコンテンツと自動的に区別することは、ポルノ一般を他のコンテンツと自動的に区別することに比べると、はるかに技術的なハードルが高いと考えられます。セーフサーチをブロッキングの代替手段として検討することは、適切でないと考えられます。

ただし、既存の検索サイトにおいては、通報ベースで個別の URL を検索結果から除外することはすでに行われており、例えば Google に対するイギリスの IWF からの通報については Chilling Effects Clearinghouse で確認できます(下記以外にも検索することで通報者が表示されない通報について知ることはできます)。

<http://www.chillingeffects.org/notice.cgi?sID=1161>

<http://www.chillingeffects.org/uncat/notice.cgi?NoticeID=3533>

また、検索サイトについては、サイトへのリンクを提供する文字検索と、サイト上の画像のサムネイル画像を検索サイトであわせて提供する画像検索では、後者では検索サイトからユーザーへ児童ポルノ画像が提供される場合があるため、問題を分けて議論する必要があると考えます。

4) 「今後のインターネット上の児童ポルノ情報対策の方向性」

100 ページ「精度の更なる向上のためには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を強め、情報の共有を図っていくことが不可欠である」とありますが、運営上のオーバーブロッキングへの懸念から、透明性確保について言及する必要があると考えます(前述)。

100 ページ「今後、海外における運用実態の調査研究をしつつ」については、単に海外のホットラインや法執行機関へのインタビューに留まらず、ISP 関係者やホットラインの運用とは独立した立場をとることのできる研究者等へのインタビュー等も含めて行われるべきと考えます。

100 ページ「趣旨に賛同する ISP の協力を得て実証実験等を実施し、実際の効果や弊害を測定すること等の作業が不可欠である。」については、現状ではユーザーの選択の余地のない、あるいは、オプトアウトの形での実証実験には反対します。

日本におけるブロッキングで起こりうる弊害についてはまだ未知数の部分が多く、そもそも「実証実験」の段階ではないと考えます。もし実際にブロッキングを行う形での試験が行われるとしたら、それはオプトインの形式でなければならないと考えます。仮にオプトアウトの形で行われるとすれば、ISP の DNS のキャッシュサーバにおいてドメイン検索結果を匿名化した形でリストと照合するなどの形をとった非侵襲の調査が先になると考えます。

また、オプトアウトもないハイブリッドフィルタリング方式の実証実験については、通信の秘密との関係が整理されていない現時点においては、いかなる形であれ実施に反対します。URL 単位での非侵襲的調査については、プロキシサーバのログを利用する方法も考えられますが、インターネットのブロードバンド利用が進んでいる現在では、携帯電話のネットサービスを除いて ISP のプロキシサーバを利用することもすでに一般的な利用形態とはいえないため、ログの照合にどれだけ意味があるかは疑問があると考えます。

(3) 「コンテンツ・レイティングの普及促進」

101 ページ 1) (a)のセルフレイティングの取組に関しては、「レイティング／フィルタリング連絡協議会」による「SafetyOnline3.1」への改定が言及されております。この改定案では CGM サイトへの対応が盛り込まれましたが、この部分に関しては「リスク回避」的なものではなく、「リスク管理」的な方向性への転換を期待します。

CGM サイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行うだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者の IT リテラシー向上等に資する」ことになりません。リスクのある機能の有用性を維持しつつ、リスクを低減する方法について検討すべきであり、教育にあたっては、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向で内容を検討すべきであると考えます。

103 ページ 2) 普及促進のための方策(b)方策に関しては、セルフレイティングの基準策定機関とコンテンツ発信者が、より深い協調関係を持てるようにする必要があります。

たとえば、現在 ICRA を運用している Family Online Safety Institute(FOSI)は、準会員制度によって多くの成人向けコンテンツ事業者との関係を作ってきました。最近になってこの準会員制度について会員一覧を FOSI ウェブサイトで提供していたことにより、米国の保守系団体 Morality in Media によって非難されることになった (<http://news.prnewswire.com/DisplayReleaseContent.aspx?ACCT=104&STORY=/www/story/12-09-2008/0004939290&EDATE=>) ことを鑑みると、基準策定機関と成人向けコンテンツ事業者間の関係については慎重に考える必要がありますが、セルフレイティングの普及という関係において既存の取組で不足してきた部分であるとはいえません。日本においては、AU 携帯端末向けサービスに関して、モバイル成人コンテンツ倫理協議会 (<http://www.mobarin.jp/>)の取組があります。

また、パッケージメディアの成人向けコンテンツを提供してきたメーカーが、ネット上のコンテンツ事業者となることが増えていることを考えると、それらのパッケージメディアの自主規制機関（日本映像倫理審査機構、コンテンツ・ソフト協同組合、日本映像ソフト制作・販売倫理機構、コンピュータソフトウェア倫理機構など）を通じた加盟メーカーへの働きかけなども検討する必要があるのではないかと考えます。

(4) 「違法・有害情報対策に資する技術開発支援」

106 ページ 2) (a)の「民間における技術開発の現状」に言及されているような、自然言語処理を考慮した違法・有害情報検出の技術など、要素技術開発を支援するという部分については基本的には賛成します。ただし、違法有害情報の自動検出技術の設計・実装においては、それらがいたずらな規制強化に繋がらないよう、常に配慮しておく必要があると考えます。

また、それらの技術を実施するにあたって、オープンソースの取組などと矛盾することが無いよう、技術レベルでの透明性を確保しておく必要があると考えます。

4. 「利用者を育てる取組の促進」について

(1) 「家庭・地域・学校における情報モラル教育」

121 ページにあるように、塾に対しても一定の役割を期待する方針については、賛成します。現在多くの保護者が小学生のうちから携帯電話を持たせている理由として、学習塾への道のりでの安全確保という側面が小さくありません。また塾通いの子供たちの携帯保有率の高さが、そのまま私立中学での携帯保有率の高さに繋がっている現状を鑑みれば、塾に一定の役割を持たせることは効率的であると考えます。

(2) 「ペアレンタルコントロールの促進」

124 ページでは、青少年インターネット利用環境整備法に基づいたフィルタリングの普及が言及されていますが、子供の利用実態を把握するという意味でのペアレンタルコントロールと、フィルタリングのカスタマイズ等の方策は似て非なるものです。現在携帯事業者のペアレンタルコントロールに対する取組は、十分とは言えません。

子供に携帯電話を持たせている保護者が、子供の携帯利用率を計る指針としては、毎月送られてくる請求書に記載されるパケット数しかないの現状です。しかしこのパケットという指標は、一般消費者には意味のない数値であり、正確な利用実態の把握は困難です。通信の秘密の概念を確保しつつ、米国の例に見られるような利用時間やメール数、

あるいは参照ページ数、文字発信数といった具体的な指標を保護者に報告する機能の実装は、ペアレンタルコントロールにとって必要不可欠であろうと思われます。

またその情報提供頻度についても、利用日時からなるべく離れず、翌日もしくは翌週といったペースで行なわれることが望ましいと考えられます。なぜならば日数が経過してからのレポートでは、利用する子供たち自身が何にそんなに利用したのか記憶していない例が多いため、携帯利用の指導に困難を来すからです。

言うまでもなくこうした取り組みは、122 ページの注 122 にあるとおり、青少年をコントロールするためではなく、ICT 社会における健全な維持と発展を担う主体としての青少年を育成するために行われるものでなくてはなりません。

(4) 「利用者を育てる取組の協調的な推進」

129 ページより言及されている「面的な拡大」の箇所では、取組が不足する地域が生じており、啓発活動全体として面的な広がりを欠くという指摘には賛成します。ただ、そもそも首都圏に集中する通信系企業が、独力によって各地域の事情を吸い上げて啓蒙活動を行なうことには無理があります。

現時点では、各自治体が主体的に行なう啓蒙活動に依存せざるを得ない状況ですが、これらの活動がいわゆる「青少年健全育成条例」などの中に組み込まれることに対しては、反対します。一般に青少年健全育成条例は、有害図書規制や青少年の深夜徘徊などを規制するものであり、ネット上の違法有害情報とはレーティングその他が異なる上、協力を求める人材にも違いが大きく、今後展開されるリテラシーの啓蒙とは乖離した、過剰な規制を産むことを懸念します。

今後は、都市部を中心として啓蒙活動を行なう通信系企業と、地方自治体での取組で大きな齟齬が生まれないう、双方を効率的に結びつける仕組みの構築が求められます。一方で、すべての地域が特異な事情を有するものとも考えられないことから、未成年者への携帯の普及率や主要交通機関のあり方、また主要経済活動が農業型であるとか地場産業型であるなどの事情で、地域特性を類型化することは可能であろうと思われます。それらの中からいくつかのモデル地域をピックアップし、複数かつ段階的なリテラシー教育モデルを構築するといった手法も有用であろうと考えられます。

131 ページにある(b)「自立性」の箇所では、「民間における啓発活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営されていくことが望ましい」とされています。しかしながら企業の多くは、これらの啓蒙活動に広報・宣伝・広告費を投入するケースが多く、その成果として自己への強い利益誘導的性格を持つ可能性も否定できません。例えば企業の取組として、非営利法人や大学など性質の異なる団体の取組を支援したり、教材の共同制作を促進するなど、内容の「中立性」を保つための方策が必要であると考えられます。

また各企業が作成する教材を学校や地域で利用する際に、著作権によって利用が制限される可能性は指摘しておくべきであろうと思われます。もともとこの方策のめざすゴールは、企業の取組が行なわれればよいということではなく、ネットリテラシー教育に関する多くのプレイヤーを産むことにあります。その点から考えれば、企業によって作成された教材の改善や二次利用などが著作権法によって制限されることは、望ましくありません。

例えば Creative Commons のような新しい著作物許諾の仕組みも取り入れつつ、多くの教材がプールされ、共有できる仕組み作りを行なうことも、考慮にいれるべき事項であろうと思われます。

(5) 違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施

134 ページにある通り、違法・有害情報への対策を立てるにあたって、犯罪統計などの科学的・客観的な調査・分析と、その成果物のオープンな公開・共有が図られることが期待されます。

一部にはまだ、インターネット上の違法・有害情報を語る際に「負の側面だけを語る」論者もあり、携帯電話の所持を禁止してしまうというような、単純な方策に帰着してしまいがちです。しかし 133 ページの脚注 127 にもある通り、情報社会におけるインフラとしてインターネットや携帯電話が正の効果を実現しているという点を、積極的にリテラシー教育の場面で語れるよう、十分な分析・調査が行われ、その成果を広く普及できるような取組および支援があることが望ましいと考えます。